

令和 3 年度(2021 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン
取組み状況報告書

令和 4 年 9 月
世田谷区

目次

| | |
|--|----|
| 本書について | 4 |
| 計画の体系 | 6 |
| 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 | 8 |
| 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 | 10 |
| 基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 | 12 |
| 基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 | 14 |
| 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策 | 16 |
| 男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見 | 18 |

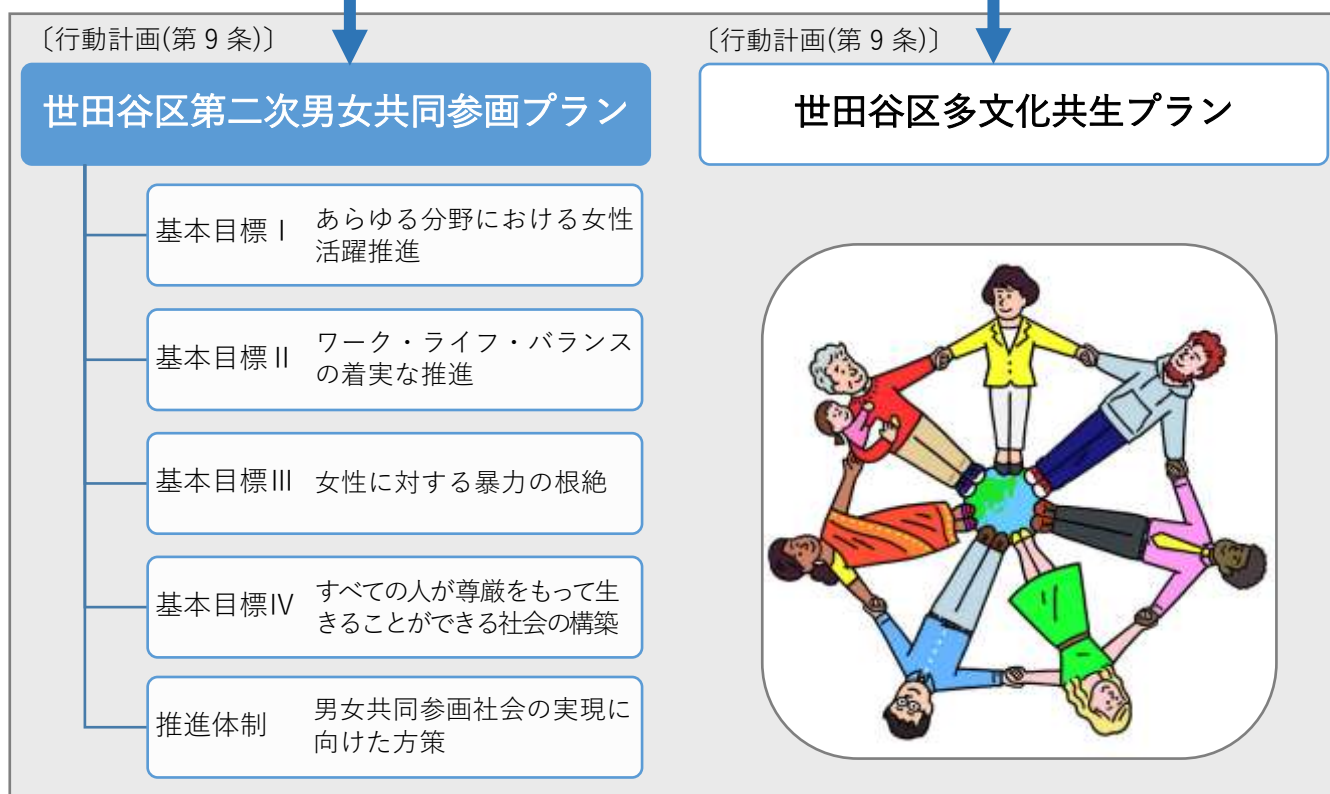
本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度(2017 年度)～令和 8 年度(2026 年度)）（以下、「プラン」という。）は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例



プランの体系

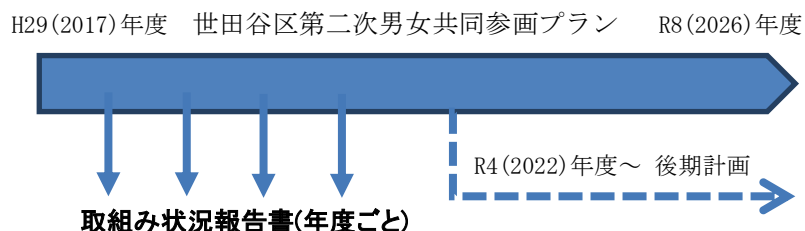
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」（p. 6～7）をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いた上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き

- 「男女共同参画白書」(内閣府：毎年6月決定)の特集から
令和3年版では「コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来」を特集。非正規雇用、経済的・精神的DV、ひとり親世帯、女性の貧困等の諸問題がコロナ下で可視化され、男女共同参画の遅れが露呈したと指摘し、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現する機会と捉え、男女共同参画を強力に推進すべきであるとしている。
令和4年版では、令和3年度までの状況を踏まえ「人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」を特集し、長い人生の中で経済的困窮に陥ることなく、尊厳と誇りをもって人生を送ることのできる社会の実現を目指し、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要があるとしている。
- パートナーシップ制度を全国223自治体が導入。人口カバー率は53.1%(令和4年7月)
令和3年4月時点の導入自治体は103自治体、人口カバー率37.1%であったことから、この1年間で導入または導入の準備を終えた自治体は100を超え、平成27年に世田谷区と渋谷区が全国に先駆けて導入した後、徐々に全国的な広がりを見せていたが、令和3年度はその広がりが加速した1年となった。この結果、人口カバー率は、国内全人口の50%を超えている。
区は制度導入を検討する自治体から照会・ヒアリング等を多数受け、積極的に対応している。

本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和3年度の取組み内容と評価を掲載しています。なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和3年度に実施した取組み内容を掲載しています。

【実施内容の評価と今後の取組み】

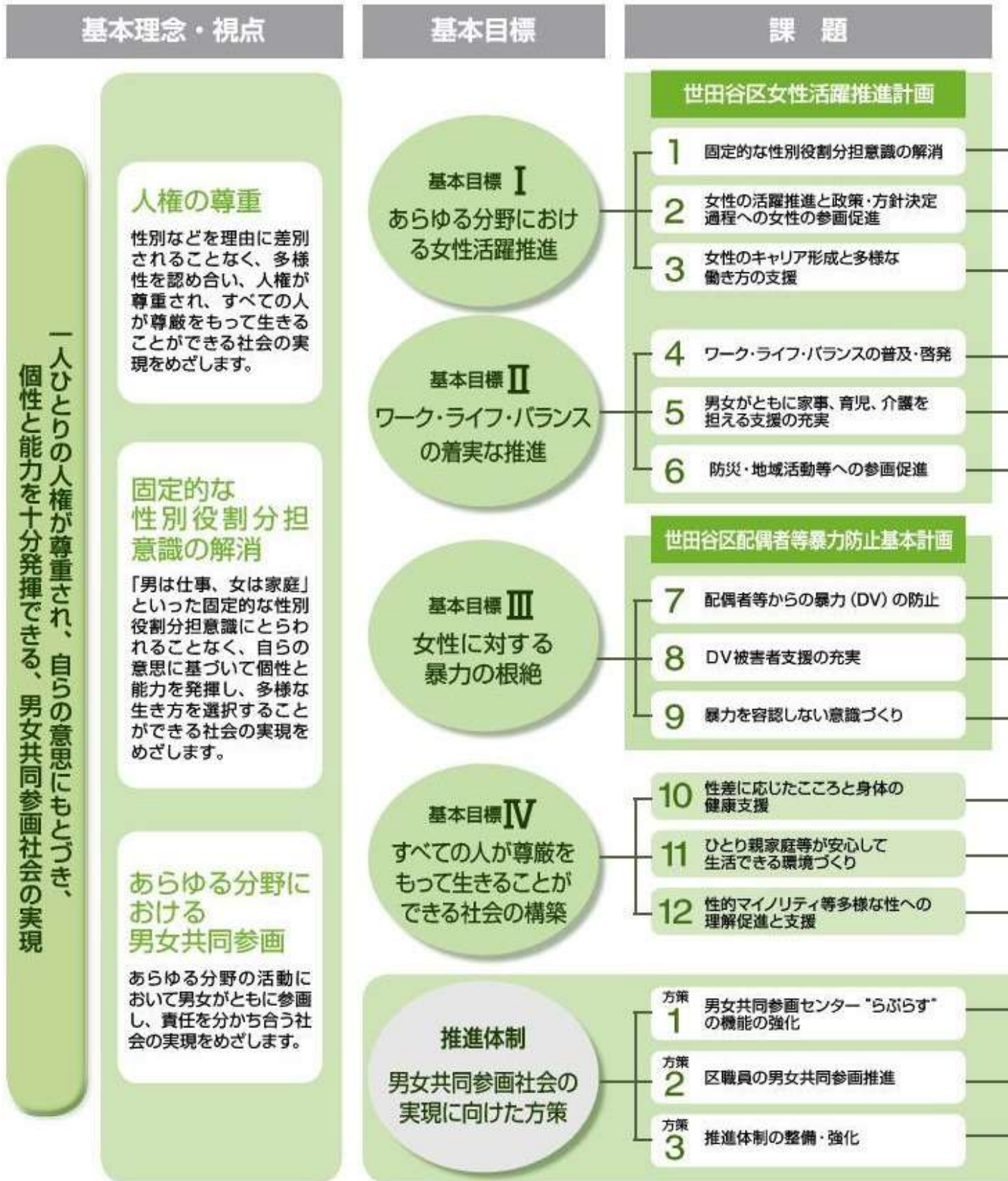
令和3年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和2年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見を掲載しています。

計画の体系

※令和3年度までの体系。令和4年度からは後期計画とし、取組み状況や地域・社会情勢等にあわせ調整している。



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進
④フォローアップ体制整備の検討

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】

| No. | 指標 | プラン策定時実績 | 前回の実績 | 直近の実績 | 目標 (令和8年度) |
|-----|-----------------------------|-----------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 1 | 区の審議会等の女性の占める割合 | 平成28年度 30.9% | 令和3年度 4月1日現在 34.7% | 令和4年度 4月1日現在 34.6% | 35%以上 |
| 2 | 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合 | 平成28年度 34.2% | 令和2年度 4月1日現在 38.1% | 令和3年度 4月1日現在 38.4% | 37% |
| 3 | 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合 | 平成26年度 73.3% | (参考数値) 令和3年度 83.1% | (参考数値) 令和4年度 85.3% | 85% |

出典 No.1 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.2 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
 前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 42.3% (令和3年9月30日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 35.8% (令和3年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) (令和3年4月1日現在) *2

| 0% | 5%未満 (除く0%) | 5%以上 10%未満 | 10%以上 15%未満 | 15%以上 20%未満 | 20%以上 25%未満 | 25%以上 30%未満 | 30%以上 |
|----|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 1 | 0 | 1 | 1 | 5 | 14 | 15 | 25 |

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 12.1% (令和3年7月現在) *3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 17.1% (令和3年4月1日現在) *2
- 世田谷区の管理職(部長級及び課長級)の女性比率 18.9% (令和3年4月1日現在)
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和3年4月1日現在) *2

| 0% | 5%未満 (除く0%) | 5%以上 10%未満 | 10%以上 15%未満 | 15%以上 20%未満 | 20%以上 25%未満 | 25%以上 30%未満 | 30%以上 |
|----|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 3 | 0 | 11 | 8 | 21 | 16 | 1 | 2 |

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和3年12月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和3年11月)

【数値目標に対する評価と課題】

- 1 区の審議会等の女性割合はプラン策定時比 3.7 ポイント増、前年度比 0.1 ポイント減となった。
 - ・ 女性委員が 0 人の審議会は 3 件で、推薦母体や分野に女性が少なく、経歴などを重視して選定した結果、女性委員が含まれなかった。後期計画において令和 8 年度目標を 35%から 40%へと引き上げ、女性委員の更なる登用に向けて、庁内各課の理解を求めながら取り組む必要がある。
- 2 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 4.2 ポイント、前年度比 0.3 ポイント増となった。(令和 3 年 4 月現在、部・課長級 18.9%、係長級 41.8%)
 - ・ 特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性管理監督職割合の目標値を令和 7 年 3 月までに 40%としている。区職員全体における女性の割合は 52.6%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。後期計画でも、管理監督的立場の女性割合の令和 8 年度目標値を 38%から 40%に上方修正するとともに、管理職のみの目標値も新たに設定(30%)した。
- 3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合はプラン策定時比 12.0 ポイント、前年度比 2.2 ポイント増加した。
 - ・ 区民の意識は着実に変化している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

【基本目標における課題と令和 3 年度の実施内容】

- 課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消 (別冊 p. 3)
 - 男女共同参画センター「らぷらす」による総合的な展開
情報紙「らぷらす」をはじめとする様々な媒体を用いた普及啓発のほか、講座、相談、居場所、情報収集・提供、イベントなど男女共同参画センターが実施するあらゆる事業において、「固定的な性別役割分担意識の解消」の視点を取り入れた。特に、子育てメッセへの出展参加、デートDV、性的マイノリティ、性教育等に関する出前講座、出張図書館など、地域へのアウトリーチを強化した。
- 課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 (別冊 p. 8)
 - 職場環境整備促進事業や先進的な取り組みの紹介等による事業者への支援を継続
企業の職場環境整備促進事業を 3 社に対し実施、その成果として企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」を作成した。また、男女共同参画先進事業者表彰の受賞者の取り組み等をまとめた冊子、企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」等により、事業者への支援・啓発を行った。
- 課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 (別冊 p. 12)
 - 再就職をめざす女性向けセミナーが好評
再就職を目指す女性を対象にセミナーを実施し、425 名(17 回開催)の参加があった。毎回、申込み開始後すぐに満席になっており、就職や面接だけではなく、実生活の中でも役立つと好評を得ている。

【実施内容の評価と今後の取り組み】

- より多くの主体に、ジェンダーを理解し、それをどう受け止め、どのように行動していくかを考えるきっかけとなるよう、「らぷらす」で実施する各種事業の質の向上に引き続き努めるとともに、様々な主体が普段の生活・活動に近い場において、事業に参加できるよう積極的にアウトリーチに取り組んでいく。
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定をはじめ、ポジティブ・アクションにつながる働きかけを区内事業者に対し実施できるよう検討を進める。
- 「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用対象者を中学生までの保護者などに拡大し、新規利用登録者の増加につながった。「ワークスペースひろば型」は多様な働き方へのニーズに応えた預かり場所を確保できており、引き続き利用者アンケートの実施等を行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。

【参考：令和 2 年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 区の審議会等の女性の占める割合が、国の数値よりも下回っている。目標数値自体をひき上げ、50%を目指すべきである。また、女性委員が 0 人の委員会が 3 つある。女性委員の登用に向け、さらに努力を重ねるべきである。
- ・ 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、庁内職員の女性の割合と同程度を目指すべきである。
- ・ 女性の就労、再就職支援については、新型コロナウイルスによる不利益等と、その対応の必要性について、今後検討すべきである。
(令和 3 年 7 月 28 日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

【数値目標】

| No. | 指標 | プラン策定時 実績 | 前回の実績 | 直近の実績 | 目標 (令和8年度) |
|-----|----------------------------------|-----------------|---------------------------|--------------------------|---------------|
| 4 | 区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度 | 平成27年度 45.3% | — | 令和2年度 40.7% | 80% |
| 5 | 仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合 | 平成26年度 24.1% | (参考数値) 平成30年度 27.6% | 令和元年度 24.4% | 35% |
| 6 | 町会・自治会長における 女性の割合 | 平成28年度 8.6% | 令和3年度 4月1日現在 16.0% | 令和4年度 4月1日現在 15.0% | 20% |

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 6.3% (令和3年4月1日現在) *1
- 東京都の自治会長の女性比率 13.0% (令和2年4月1日現在) *1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和3年4月1日現在) *2

| | 0% | 5%未満 (除く0%) | 5%以上 10%未満 | 10%以上 15%未満 | 15%以上 20%未満 | 20%以上 | 公表なし・ データなし |
|-----|----|----------------|---------------|----------------|----------------|-------|----------------|
| 特別区 | 0 | 3 | 9 | 6 | 4 | 1 | 0 |
| 市町村 | 6 | 3 | 3 | 2 | 9 | 6 | 10 |
| 合計 | 6 | 6 | 12 | 8 | 13 | 7 | 10 |

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクション(※)の認知度は、プラン策定時比4.6ポイント減少した。

- ・「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日から拡大されることへの対応も見すえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

※ポジティブ・アクション：固定的な性別による役割分担意識に根ざすこれまでの制度や慣行が原因となって、雇用の場において男女労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組み。

- 5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では0.3ポイント増加している。
- ・ 保育の多様なニーズへの対応や質の確保、育児に関するサービスの充実や切れ目のない支援に取り組んでいるが、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 6 町会・自治会長における女性の割合はプラン策定時比6.4ポイント増加したが、前年度比1.0ポイント減少した。
- ・ 地域における女性のリーダーは増加傾向にある。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく必要がある。また、副会長など役職に就く女性の数も増加傾向にあるため、今後そうした数値の定点確認も検討していく。

【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

- 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（別冊 p. 20）
 - 効果的な普及・啓発について検討・一部試行するとともに、事業者・区民に対する支援を実施
新たにワーク・ライフ・バランス啓発ポスターやHPを作成することで、啓発を継続した。また、経済産業部や産業振興公社が事業者向けの講演会やセミナー、個人向け相談事業を実施。男女共同参画センター「らぷらす」においても、普及・啓発のほか、ライフステージに応じた女性の就労・起業支援の相談・講座をはじめ様々な場面を捉え区民に対する両立支援を実施した。
- 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（別冊 p. 24）
 - 待機児童ゼロを継続。保育の質の確保、切れ目のない支援に向けた取組みの強化・実施
令和4年4月時点の待機児童数は3年連続で0名となった。私立幼稚園預かり保育の増や、理由を問わない一時預かりの拡充などに取り組んだ。ぶれパママ講座はオンラインも併用され、男性の割合は50.2%となった。
- 課題6 防災・地域活動等への参画促進（別冊 p. 37）
 - コロナの影響を受けながらも、手法の見直しや感染対策を講じ、可能な範囲で着実に実施
男女共同参画センター「らぷらす」において、防災パネルの展示と「女性の視点での防災講座」動画の再生を行った。また、危機管理部と「らぷらす」の共催により「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」を開催した。「シニアの社会参加促進事業」など庁内各所管が実施する地域活動等への参画促進についても、コロナの影響を踏まえ、手法の見直しや感染対策を講じながら実施している事業が多くみられた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ワーク・ライフ・バランスの効果的な普及・啓発に向けて、庁内各所管が実施するワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた事業をとりまとめ、区民向けに周知する。また、多数の区民が参加するイベントに出店し、ワーク・ライフ・バランスの趣旨や、両立に向けた支援事業の紹介等を行う。
- 妊娠期面接は、土曜日面接を実施できず平日開催のみとなったが、平日でもパートナー（父親）と一緒に来所する方が多かった。引き続き、妊娠期面接や両親学級の講話等を通じて、男女がともに協力して子育てするイメージを伝えていく。
- 災害発生時に、女性の視点に立った対応が実効的に機能するよう、引き続き危機管理部と連携していく。

【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から啓発事業の実施が困難な状況下にあっても、オンラインを活用した事業等に取り組んだ所管があったことは評価できる。
- ・ 今後は高齢者が働き続けざるを得ない社会となり、家庭で介護を担うものとする考えが、家庭生活の負担となっていくこともある。介護は性別に関わりなく担うものとする考え方を進める一方で、家庭に求め過ぎず、第一義的には社会全体で高齢者の生活を支えあうという新しいモデルや価値観を作っていく必要があるのではないか。（令和3年7月28日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、配偶者や生活の根拠を共にする交際相手からの暴力は「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

| No. | 指標 | プラン策定時実績 | 前回の実績 | 直近の実績 | 目標 (令和8年度) |
|-----|--|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 7 | DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合) | 平成26年度 34.3% | (参考数値) 令和3年度 27.1% | (参考数値) 令和4年度 29.5% | 60% |
| 8 | 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合 | 平成26年度 51.0% | (参考数値) 令和3年度 67.4% | (参考数値) 令和4年度 67.9% | 80% |
| 9 | デートDV防止の出前講座実施校数 | 平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校 | 令和2年度 中学校：6校 高等学校：0校 | 令和3年度 中学校：4校 高等学校：4校 | 中学校：10校 高等学校：10校 |

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 20.0%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和3年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)はプラン策定時比4.8ポイント減少したが、前年度比2.4ポイント増加した。

- ・子ども家庭支援センターに寄せられるDVについての相談は、延相談件数3,101件(前年度2,287件)と大きく増加、実ケース数は492件(前年度525件)と微減となった。
- ・被害者を着実に支援につなげるとともに、DV防止法自体についての理解を深めるため、区民に向けた啓発の内容や手法等を検討する必要がある。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比16.9ポイント、前年度比0.5ポイント増加した。

- ・「DVの被害者にも原因の一端がある」と考える人の割合は、プラン策定時比14.9ポイント減少している。
- ・暴力は理由のいかんに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

- 9 デートDV防止の出前講座は新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる学校もあったが、令和2年度6校から、3年度8校の実施となった。
- ・ コロナ禍においても学校出前講座は一定数を実施することができた。若年層に向けた啓発は重要であり、今後も教育委員会事務局や子ども・若者部等と連携し、機会の拡充をめざす必要がある。
 - ・ デートDV防止についての啓発物は、従来の小冊子型から、ちらし&カード一体型にリニューアルし、区内の中学2年生全員に配布した。

【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

- 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止(別冊 p.46)
 - コロナによる相談増の想定に対応し、相談事業の質をさらに拡充
 - 男女共同参画センター事業「女性のための悩みごと・DV相談」は令和3年4月から平日の実施時間帯を統一した。また、被害者は声を上げにくいという傾向があることから、最も利用されているコミュニケーションツールであるLINEによる相談の導入に向けて体制を整備した(令和4年5月17日から受付開始)。男性相談を令和4年度より月1回から4回へ拡充するための体制整備も行った。
- 課題8 DV被害者支援の充実(別冊 p.50)
 - 配偶者暴力相談支援センターの機能を運営
相談を受けた被害者に対する支援の実施と並行して、保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、DV相談事実証明書の発行、区の相談員を対象とした事例検討会等を実施した。また、会議や研修を通じ、庁内関係所管との連携、警察署や民間支援団体等、関係機関とのネットワークの強化に努めた。裁判所への書類作成件数(1件)やDV相談事実証明書発行件数(52件)は昨年に比べて微減した。
- 課題9 暴力を容認しない意識づくり(別冊 p.57)
 - 啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施
デートDV防止啓発物のリニューアルに際しては、子ども・若者部と連携し、若者世代との意見交換を通じて共に判型やコンテンツを決定し、配布対象となる中高生世代への訴求力を高めた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- 複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施するとともに、相談拡充や、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。
- 世田谷区では、すでに「地域で暮らし続ける」という選択をした被害者が比較的多いという特徴が見られ、DV被害者とその子どもへの精神的なサポートと生活を維持するためのソーシャルワーク、加害者対応に関しては警察との連携、法的な対応などの包括的な支援が今後も重要となる、
- 65歳以上の高齢者が、地方から世田谷在住の子どもの近くに避難してきているケースが複数あり、今後、同様のケースは増えることが想定される。避難当初は元気でも、数年が経過して高齢者施策での支援が必要になったときには高齢福祉部に、心身の不調については保健師などに、適切につなげていくことは、区民の生活全般にかかわる区としての重要な視点となる。

【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ DVについては、身体的暴力だけでなく、精神的暴力やモラルハラスメント、経済的暴力に直面している人は多いため、その部分についても啓発を強化する必要がある。
- ・ 若者世代の啓発は重要であるが、学校でのみならず、家族の人にもDVの理解が必要である。あらゆる対象に向けた啓発を実施してほしい。
- ・ 男性相談については、相談についてどんなニーズや課題があるのかを付記してほしい。

(令和3年7月28日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

また、障害のある女性は、障害に加えて固定的な性別役割分担意識やそれに関連する慣行、さらには暴力等により、複合的に困難な状況に置かれていることがあることに留意が必要であり、男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながります。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】

| No. | 指標 | プラン策定時実績 | 前回の実績 | 直近の実績 | 目標 (令和8年度) |
|-----|---------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---|---------------|
| 10 | がん検診の受診率 | 平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4% | 令和2年度 子宮がん 25.7% 乳がん 23.7% | 令和3年度 子宮がん 29.5% 乳がん 25.5% ※令和4年6月時点の暫定値 | 現状以上(※) |
| 11 | ひとり親家庭の 養育費相談の実施 | 平成28年度 9回 | 令和2年度 7回 | 令和3年度 6回 | 現状以上(※) |
| 12 | 「性的マイノリティ」という言葉の認知度 | 平成26年度 70.0% | (参考数値) 令和3年度 80.3% | (参考数値) 令和4年度 80.0% | 90%以上 |

出典 No.10 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.11 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

(参考数値)

No.10 関連

| | 子宮頸がん検診の受診率 | 乳がん検診の受診率 |
|-------|-------------|-----------|
| 東京都平均 | 20.3% | 20.8% |

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和2年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、いずれもプラン策定時及び前年度実績を上回った。

- 令和3年度より、40歳以上の受診要件を国の指針に合わせ偶数年齢から隔年に変更し、受診機会を拡大したことで、受診率が向上したと推測される。
- 検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

- 11 養育費相談会の実施回数は、6回であり、プラン策定時比3回減少した。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して開催したが、利用する相談者は減少した(令和3年度26名、令和2年度30名)。相談者は各地域で実施している家庭相談等へつなげた。
 - ・今後も、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比10.0ポイント増加したが、前年度比0.3ポイント減少した。
- ・区におけるパートナーシップ宣誓者は年間46組(制度開始からの累計201組)で導入後最多であった。
 - ・リーフレットの作成・配布や、区のおしらせでの啓発等、性的マイノリティの方々に対する理解促進を進めている。
 - ・区営・区立住宅への入居や国民健康保険における新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金に加え、災害弔慰金や災害見舞金の支給、災害義援金の配分など同性パートナーも対象とする事業が増えており、性的マイノリティへの配慮が進みつつある。今後も各所管が、すべての人が尊厳をもって生きられる社会の構築に向けての意識をもって取組みを進めることが求められる。

【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

- 課題10 性差に応じたこころと身体健康支援(別冊p.62)
 - 区民の疾病予防や健康づくりの推進に向けて、各種の対象者に向けた取組みを実施
昨年度に引き続きコロナ禍の中で、感染状況を見極めつつ、感染防止対策を徹底しながら、健診等の各事業を実施した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり(別冊p.74)
 - 貸付事業、助成事業の実績は増加または横ばい
母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象とする給付金の利用実績等は令和2年度に比べて増加または横ばいだった。ひとり親家庭等のホームヘルパーは、延利用時間数は減少したものの、利用実世帯数は増加した。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援(別冊p.79)
 - 区民団体や当事者と協力した周知・啓発事業や、個別の研修等を実施
区内当事者団体等に監修を依頼しての啓発リーフレットの作成・配布を行った。区内福祉事業者や学校からの個別研修等の要望への対応も増えてきている。また、東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークを結成し、事務局として当事者の生活上の不便さの解消や各自自治体における施策推進に向けた連携などの活動を実施した

【実施内容の評価と今後の取組み】

- 講座等については、昨年度は中止になる事業も多かったが、今年度はオンラインによる動画配信や、開催へ切り替えるなど、感染状況に応じて柔軟に対応できた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。がん相談コーナーについては、中央図書館において、がんに関するテーマ本コーナーの設置と併せたがん相談を実施することで、相談機会を拡大した。今後も啓発事業との組み合わせなどによる利用拡大を図る。
- ひとり親に対する各種支援事業は、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では、人権教育推進校による性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開が継続され、区立小・中学校全校で同水準の授業が行えるようになっている。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も、今後も継続して進めていく。

【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・性的マイノリティの理解促進に向けて、区民に向けた多様な啓発事業を実施したことは評価できる。今後も情報発信を継続してほしい。
(令和3年7月28日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和3年度の実績と評価】(別冊 p.84)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、男女共同参画の推進の拠点施設として、センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」の3事業を中心に、「区民企画協働事業」や「らぶらすフェスタ」「セクシュアル・マイノリティフォーラム」「企業ミニメッセ」「シングルマザー応援フェスタ」など区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な活動・交流事業を可能な限り実施した。あわせて、メールマガジンの配信者やTwitterの配信回数増など、SNSでの発信を充実させた。
- 特に「女性のための悩みごと・DV相談」などの相談事業については、コロナ禍で多様化・深刻化する相談ニーズに対し、相談者の抱える課題の「気づき」を促し、課題を解決・緩和したり、技能を習得するために、必要な専門支援機関や地域団体へ適切に「つなぎ」、実社会の中で実践・活用していくための「動機付け」をより意識的に行った。居場所事業や講座、情報収集・提供を有機的に活用することで「伴走」し続け、自ら望む生き方や活動の選択を「エンパワーメント」することができるよう努めた。また、これらをより効果的に実施できるよう、受理会議や専門家を招いたスーパーバイズ、各種相談事業での連携等を行い、相談員の質の向上を図った。令和2年度に拡大した相談時間を維持しつつ、相談時間帯を整理し、平日は同じ時間帯に設定することにより、利便性の向上を図った。また、LINEによる相談受付に向けた準備を進め、令和4年5月17日から開始した。
- 「地域にひらかれたらぶらす」づくりの一環として、らぶらすの所蔵資料を青少年交流センターや子育てステーション(おでかけひろば)等に展示する「出張図書館」事業を開始し、情報事業のアウトリーチ展開を行った。今後、地域で開催される様々なイベントへの出展参加、様々なテーマの出前講座とあわせ、区内各地で男女共同参画への理解を深めることができるよう、区民・団体・事業者の協力を得ながらアウトリーチでの事業展開を図っていく。
- 男女共同参画センター「らぶらす」あり方検討会や、らぶらすフェスタ茶話会(地域懇談会)、地域ミーティング(運営協議会)、登録団体連絡会をそれぞれ開催し、らぶらすの施設の使い方や事業についての意見を伺った。世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画策定に向けた関係団体・事業者等との意見交換とあわせ、今後の運営全体についての検討につなげた。

令和2年度～4年度の運営事業者である社会福祉法人共生会SHOWAと、世田谷区の男女共同参画の拠点として一層の充実を図るとともに、多様な交流の進む施設づくりや、地域との良好な連携関係の構築、「地域にひらかれたらぶらす」づくりに向けて協議を行いながら取組みを進めた。今後も、コロナ禍を踏まえつつ、取組みを継続していく。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和3年度の実績と評価】(別冊 p.93)

- 区長部局のハラスメント苦情・相談窓口(課長級及び係長級)に寄せられた苦情・相談は9件(前年度5件)となった。区立小・中学校内及び教育指導課に設置したセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口についても引き続き周知を図った。
- 特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性の管理監督職に占める女性割合の目標値を令和2年3月までに37%から、令和7年3月までに40%に修正した。令和3年4月現在では38.4%(部長級14.6%、課長級20.3%、係長級41.8%)となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和4年4月時点で30.4%(前年度28.2%)となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は29人(前年度19人)、早出遅出勤務取得件数は121件(前年度66件)となった。
- 職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、常勤職員・再任用職員は1,665名(回答率30.2%)、会計年度任用職員は1,066名(回答率22.3%)から回答を得た。調査結果は「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」策定の参考資料とした。

これらの取組みにより、男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに努めた。令和4年度以降は、ジェンダー主流化に向けて、区内メールマガジン「にじいろ通信」を年4回発行するなど新たな試みを実施しながら、引き続き、取組みを進めていく。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和3年度取組みと評価】(別冊 p.97)

- 平成30年4月1日に施行した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において、「第二次男女共同参画プラン」を、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための行動計画として位置づけ、男女共同参画・多文化共生施策を推進する上で必要な事項を調査審議する区長の諮問機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」を、男女共同参画に関する事項その他の専門的な事項を調査審議するための機関として「男女共同参画推進部会」をそれぞれ設置した。
- 令和3年度は審議会を3回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について答申するとともに、計画素案に対するパブリックコメントの実施状況等について報告を受けた。また男女共同参画推進部会では、男女共同参画プラン取組み状況報告書、犯罪被害者等支援の取組み、計画素案・計画案の検討状況について区から報告を受け、意見を述べた。
- 上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情・相談機関として設置した「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和3年度においては、同条例に基づく苦情申し立てはなかった。
- 区はパートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年5月に、都内において導入済の12区市で「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成し、合同事務局(世田谷区、渋谷区、足立区)として活動に参加した。

これらの取組みにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けて、取組みを進めるとともに、計画のPDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施した。また、その内容を「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」の策定検討にも活用し、後期計画を策定した。

【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」については、「地域に開かれたらぷらす」というより、「広く区民全体に開かれたらぷらす」という視点で記載してほしい。
- ・パートナーシップ宣誓は、今後、他自治体に転出しても再度の宣誓手続きを不要とするなど、手続きがスムーズに進むようにしてほしい。

(令和3年7月28日 男女共同参画推進部会)

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和4年8月2日 部会開催)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(p.8)

- ・庁内の管理監督的立場の女性の占める割合が上昇しているのは良い傾向だが、係長級に比べ管理職(部長・課長級)の比率が低い。女性管理職の希望者が少ない理由を分析し、働き方の見直しを進めるなど、希望者が増えるような努力を積み重ね、後期計画及び特定事業主行動計画の目標である女性管理職30%の達成を目指してほしい。
- ・課題3「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」については、今休業中で再就職を目指している人だけでなく、すでに働いている人のキャリアチェンジや定年後の働き方等、ライフステージに応じて支援テーマを広げ、支援につながりやすくなるよう検討してほしい。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(p.10)

- ・ポジティブ・アクションに対しては、疑問も含めいろいろな意見がありうると考えられるので、なぜポジティブ・アクションが必要とされているのか、十分に説明していく必要がある。
- ・区民も事業者も、男女共同参画推進への意識は高まってきているが、中小事業所等、実践するのは困難なケースが多い。現状や実態を踏まえたうえで、事業者への啓発に努めてほしい。
- ・「区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備」、「仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくり」について、成果が見えるような数値目標や事業実績があるとよい。

【基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶】(p.12)

- ・女性に対する暴力としてDVが中心に取り上げられているが、性暴力も大きな問題となっている。若年層が被害にあっていることについて周知を強化する必要がある。後期計画では課題8で「性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実」を掲げており、令和3年6月に開設した犯罪被害者等相談窓口とともに取組みを進めてほしい。
- ・デートDV防止啓発物のリニューアルにあたり、当事者である若者が制作に参加したことは評価できる。学校出前講座については、デートDV以外の人権テーマについても効果的な取組みだと考えられる。

【基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築】(p.14)

- ・性的マイノリティ支援について、災害弔慰金や災害見舞金の支給等、同性パートナーも対象とする事業が増えていることは評価できる。他の所管課、特に福祉部局との連携を強化し、行政計画等の中に対象として位置づけられ、LGBTQの方が抱える生きづらさや困難への支援がより充実されることを期待する。また、行政サービスを利用するときにハラスメントを受けないように、区のサービスを安全に受けられるようにするべきである。職員研修はもちろん、現在行っている同性パートナーシップ宣誓の見直しなどの機会もとらえて、庁内における性的マイノリティの理解促進を進めてほしい。
- ・男女平等教育や性的マイノリティ理解促進を含む人権教育は重要である。人権意識を高められるよう、引き続き各校で人権教育がなされるよう発信してほしい。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(p.16)

- ・「職員の男女共同参画に関する意識調査」の回答率について、職員対象であることを考えると回答率が低く感じられる。回答率を上げるための工夫ができるとよい。

令和 3 年度(2021 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書

令和 4 年 9 月発行
世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画課
〒156-0043
東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453
FAX 03-6304-3710
